「行政財産の目的外使用許可の事務手続きの手順」（更新及び九電等の場合）

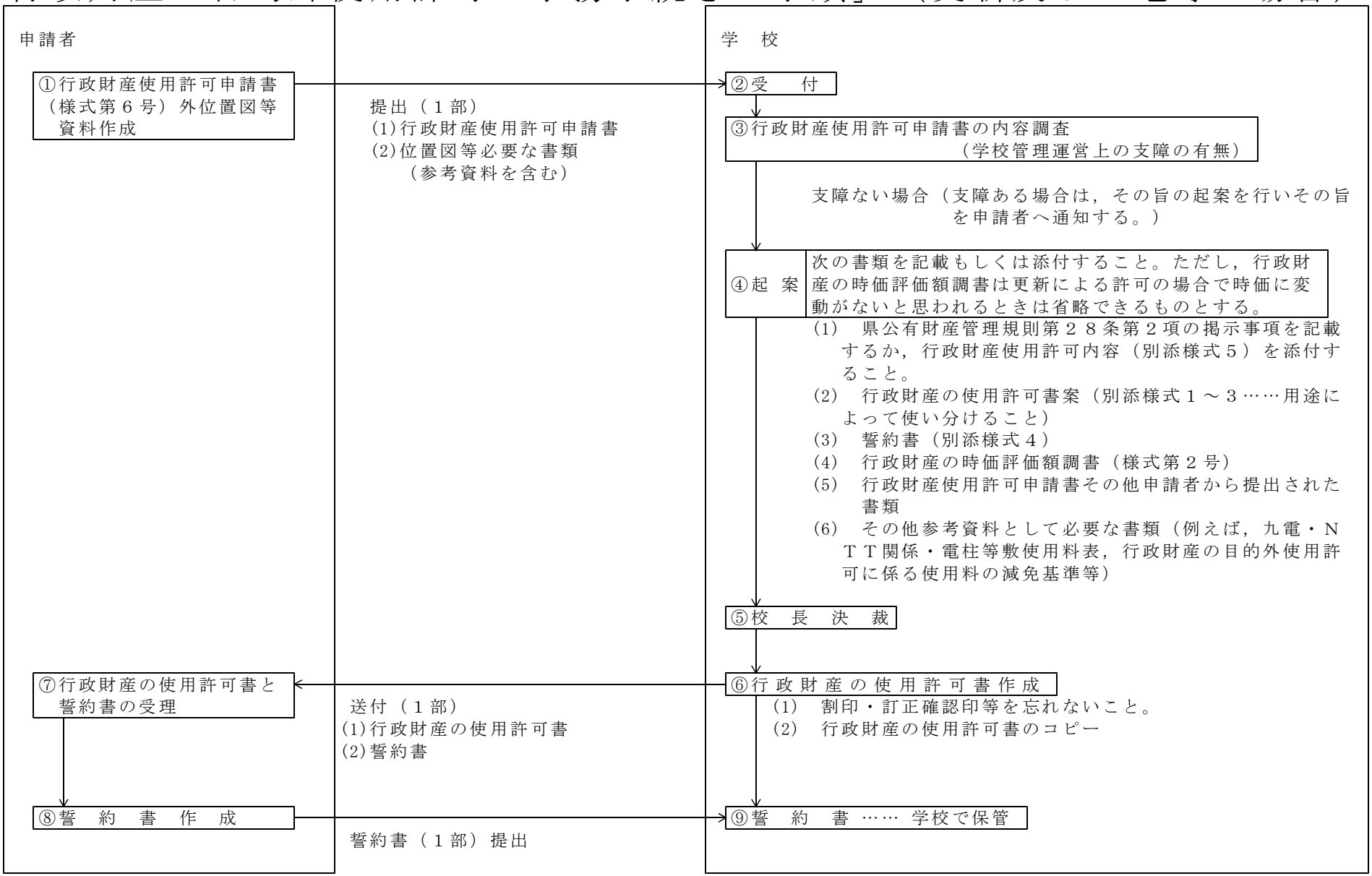

資料３－１

（様式10号）

行政財産返還書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県立○○○学校長　殿

使用者（借受者）住所

氏名　　㊞

（連帯保証人）住所

氏名　　㊞

下記行政財産の使用（借受）をしていましたが，（　　）のため返還しますのでお受け取りください。

記

1　使用（借受）行政財産の明細

2　所　在　地

3　使用（借受）期間

4　使用（貸付）料

5　許　可　番　号

6　その他必要な事項

資料３－２

鹿○○高第○○○○号
平成　　年　　月　　日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

鹿児島県立○○○○学校
校長　　印

使用行政財産の返還に伴う財産受納について（報告）

使用者　　から下記使用行政財産の返還書の提出が，別添写しのとおりありました。

当該財産について，平成　　年　　月　　日財産事務管理者が使用者と実地に立会って検査した結果，異状がなかったため平成　　年　　月　　日に財産の引渡しを受けました。

記

1　使用者名及び住所

2　使用行政財産の明細

3　所在地，字名及び地番

4　使用期間

5　使用料（年間）

6　許可番号及び許可年月日

7　その他

使用行政財産の返還理由（期間満了等）

資料３－３

鹿○○高第○○○○号
平成　　年　　月　　日

（使用者）　　殿

鹿児島県立○○○○学校
校長　　印

使用行政財産の受納について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで使用行政財産返還申請のあった下記の財産については，平成　　年　　月　　日確かに受納しました。

記

1　使用行政財産の明細

2　所在地，字名及び地番

3　使　用　期　間

4　使　用　料

5　許可番号及び許可年月日

6　その他必要な事項

資料４（記載例）

鹿○○高　第○○○○号
平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

鹿児島県立○○○○学校
校長　○　○　○　○　印

行政財産の用途廃止及び処分（とりこわし）について（申請）

このことについて下記のとおり申請します。

記

１　財務事務管理者の職及び氏名
　鹿児島県立　○○○　学校長　○　○　○　○
２　処分の区分
　とりこわし
３　処分しようとする理由
　昭和２４年７月に新築されており現在白あり等の被害を受け老朽化しており危険防止上からもとりこわしたい
４　処分年月日
　未　定
５　公有財産の所在地，字名及び地番
　鹿児島県○○郡○○町大字○○字○○１２３４番地
６　処分しようとする財産の明細
ア　行政財産の種別　建物
イ　公簿面の地目　―
ウ　現況及び従前の用途　普通教室
エ　面積又は数量　２４４㎡
オ　構造又は品質　木造１階建，瓦屋根，板壁
カ　設備　電気設備，蛍光灯３６個，コンセント３６個
キ　新築年月日　昭和２４年７月１１日
ク　その他添付書類　建物配置図，建物平面図，現況写真，公有財産台帳の写し

参考資料

鹿○○高　第○○○○号
平成○○年○○月○○日

鹿児島県知事　○○○○　殿

鹿児島県立○○○○学校
校長　○　○　○　○　印

寄付の採納について（副申）

このことについて，○○県○○郡○○町○○番地○○○○より別紙のとおり，　の寄附の申し出がありましたので下記のとおり副申します。

記

1　寄附しようとするものの種類，品質，数量，価格
　鹿児島県○○郡○○町○○番地　　土地（２００㎡）

2　寄附の目的
　運動場が狭あいなため隣接地に部室を建築するため

3　寄附者の住所，氏名
　○○郡○○町○○番地　　○　○　○　○

4　採納後の用途
　部室を建築するため

5　所属長の意見

参考資料

昭和５９年３月１０日
（平成16年３月改正）

各財産管理者
各財産事務管理者　殿

総括管理者　　出　納　長

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について（通知）

行政財産の使用許可を受けた者（申請者）が，当該申請場所において使用する電気，水道及びガスの使用料（光熱水費）の算定及び徴収については，下記により取り扱うこととしたので，適切に処理するようにしてください。

記

1　光熱水費は，原則として申請者に計量器（メーター）を設置させ，次の方法により算定及び徴収等を行うこと。

(1) 申請者が親メーターを設置した場合

申請者が電気，水道又はガスの供給業者と直接契約を結び，親メーターを設置した場合は，当該契約に基づいて申請者から直接供給業者に当該料金を支払わせること。

(2) 子メーターを設置した場合

県が供給業者と契約する親メーターに子メーターを接続して使用させる場合は，その使用実績に応じて次の算定式により算定した額を申請者から徴収すること。

$$\text{光熱水費（月額）} = \text{当該親メーターにより県が支払う光熱水費の月額} \times \frac{\text{当該子メーターによる光熱水の月間消費量}}{\text{当該親メーターによる光熱水の月間消費量}}$$

2　メーターの設置が困難な場合（配線（配管）上の都合等により子メーターの設置に多大の経費を要する場合等）については，申請者の使用の状況等を考慮し，別紙「光熱水費の算定方法」により算定した額を申請者から徴収すること。

（注）１の「当該親メーターにより県が支払う光熱水費の月額」及び２の別紙「光熱水費の算定方法」の「親メーターの過去１年間の光熱水費の総額」は，基本料金，従量料金及び消費税額の合計額である。

3　上記の規定にかかわらず，各財産事務管理者において，申請者の使用状況等を考慮して，より合理的かつ適正な算定方法があると判断する場合は，それにより徴収することとして差し支えないこと。

4　その他

(1)　本通知による光熱水費の算定は，平成16年４月１日から適用する。

(2)　昭和61年１月９日付け総括管理者通知，平成12年11月１日付け総括管理者通知及び平成元年７月31日付け管財課長事務連絡は廃止する。

参考資料

光熱水費の算定方法

申請者専用の計量器（メーター）が設置されていない場合の算定方法

区　　分	算　　定　　式　　等
1　電気料 （１）申請者が使用する電気の使用形態が，県が直接使用する部分の使用形態と同等程度であると判断される場合	電気料（年額）＝（使用許可部分に電気を供給する親メーターの過去１年間の電気料の総額）× （使用許可面積（電気使用部分））／（当該親メーターを通じて電気の供給を受ける場所の総面積）×（調整率）※注１ ※注１ ○（調整率）は，財産管理者が，県及び申請者の電気使用の形態等を総合的に勘案して定める率である。 ○（調整率）による調整幅が大きいと判断される場合（±３０％超）については，次の算定方式によって個々の電気器具ごとに算定する。
（２）電気器具の単独使用許可（自動販売機の設置等）及び特に大きな電力を消費する器具を使用する等（１）によって算定することが不合理であると判断される場合	電気料（年額／当該機器）＝（当該機器に電気を供給する親メーターの過去１年間の電気料の総額）※注２ ×（当該機器の年間推定消費電力量）／（当該親メーターの過去１年間の総消費電力量） ※注２　※注３　※注４ （当該機器の年間推定消費電力量）＝｛（電動機等の定格消費電力×稼動率）＋（照明灯の表示Ｗ数×１．２）｝ ×（年間推定延使用時間）

区　　分	算　　定　　式　　等
	※注３ （電動機等の定格消費電力）は，当該機器の動力源又は熱源として使用されている部品の消費電力（ｋｗ／ｈ）である。 （稼動率）は，電動機等の１日当りの稼動時間を推定して（１日当りの稼動時間÷２４）求める。なお，１日当りの稼動時間については，自動販売機の冷却機や保温機の場合，設置された場所の外気の条件等によっても異なるが，通常，製造会社において大体の推定値を備えており，これを参考にする。 〈本庁に設置されている自動販売機の稼動率の例〉 １日当りの稼働時間　　稼　動　率 缶ジュース自動販売機　冷却機３００ｗ／ｈ　７．５時間～ 缶ジュース自動販売機　保温機３１０ｗ／ｈ　１０．０時間 ０．３１～０．４２ コーヒー自動販売機（湯沸し型）１，０７０ｗ／ｈ ３．０時間～４．０時間　０．１３～０．１７ ※注４ 自動販売機の場合，冷却機や保温機のほかに照明灯が取り付けられているのが通常であり，これらの消費電力について推定加算する。
２　水道料 （１）申請者が使用する水道の使用形態が，県が直接使用する部分の使用形態と同等程度であると判断される場合	水道料（年額）＝（使用許可部分に水道水を供給する親メーターの過去１年間の水道料の総額）× （申請者が使用許可面積において常時使用する者の総数）／（当該親メーターを通して水道水の供給を受ける場所に常時勤務する者の総数）※注５×（調整率）

区　　分	算　　定　　式　　等
	※注５（調整率）については，※注１（電気料の調整率）を参照のこと。 ※注６　トイレ等共用施設の使用を除く。
（２）特に大量の水道水を使用する等（１）によって算定することが不合理であると判断される場合	使用（消費）の実態に応じた，合理的な方法により算定する。 （参考）大量の水を使用するもののうち食堂については，次の算定方式が考えられる。 $\text{水道料（年額）} = \left(\text{食堂に水を供給する親メーターの過去１年間の水道料の総額}\right) \times$ ※注６ $\dfrac{\left(\text{当該食堂の提供品１食当りの推定消費水量}\right)}{\left(\text{当該親メーターの過去１年間の総消費水量}\right)} \times \left(\text{当該食堂の年間推定提供食数}\right)$ ※注７ （食堂の提供品１食当りの推定消費水量）については，「空気調和・衛生工学便覧」（空気調和衛生工学会編）によれば，１食当り１５ℓである。
（３）使用水量が少なく，また常時使用する者の総数が特定できず，(1)によって算定することが不合理であると判断される場合	使用（消費）の実態に応じた，合理的な方法により算定する。 （参考）紙コップ等で飲料品を販売する自動販売機については，次の算定方式が考えられる。 $\text{水道料(年額/当該機器)} = \left(\text{当該機器に水道を供給する親メーターの過去１年間の水道料の総額}\right) \times \dfrac{\text{(当該機器の年間推定消費水量)}}{\left(\text{当該親メーターの過去１年間の総消費水量}\right)}$ ※注８ ・　親メーターの過去１年間の総消費水量及び水道料の総額並びに当該機器の年間推定消費量は，許可更新の年の前年３月から当年２月までの数値を使用する。 ・　当該機器の年間推定消費量は，申請者の販売実績をもとに算定する。 ・　新規設置にあたっては，親メーターの数値は許可期間の初日から同日後最初に到来する３月３１日までの前年度同時期における数値を，当該機器の年間推定消費水量は申請者の販売計画を使用する。
３　ガス使用料	水道料の算定方式を準用して算定する。

写

平成16年３月５日
（庁舎管理課扱い）

各財産管理者（各部局の長）殿

総括管理者（出納長）

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準の見直し及びこれに
伴う関係通知等の改正について（通知）

行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び普通財産の貸付けに係る貸付料等については，今般，財政改革プログラムの方針に基づき，その利用実態等を踏まえ，受益者負担や公益性などの観点から見直しを行い，適正化を図ったところです。

ついては，「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」を見直し，これに関連する通知等を別添のとおり改正したので，取扱いに遺漏のないようにしてください。

また，貴部（庁）の各課，各所属に周知されるようお願いします。

なお，見直しの概要は下記のとおりです。

記

１　見直しの目的

県有財産の使用料・貸付料（以下「使用料」という。）については，その利用実態等を踏まえ，受益者負担や公益性などの観点から見直しを行い，適正化を図る。

また，県有財産のうち短期的な活用が可能なもの（以下「短期活用財産」という。）については，今後の利用計画や県有財産として公益性に支障が生じない範囲で，駐車場など短期貸付け等による有効活用を図る。

２　見直しの必要性

(1)　使用料の適正化

県有財産の使用料については，全額免除しているものに対する見直しについて，県議会で強い要請があることから，減免率の見直しを行い，適正化を図る必要がある。

併せて，光熱水費についても基本料金等の適正な徴収などの見直しを行う。

(2)　県有財産の有効活用

短期活用財産については，利用促進が図られるような使用料に見直すなどして，その有効活用が図られるようにする必要がある。

３　見直しの考え方

(1)　使用料の適正化

ア　使用料の減免率の見直し

（ア）　公共的団体等は現在全額減免しているが，公共的団体等で収益事業の割合が1／2以上のものにあっては，1／2を限度に減免できるものとする。

（イ）　県庁食堂や売店等，職員等の福利厚生又は利便に供されるものは全額減免しているが，原則として1／2を限度に減免できるものとする。

ただし，経営状況，施設の必要性から配慮すべきものについては，知事特認により，1／2を超えて減免できるものとする。

イ　光熱水費負担の見直し

（ア）　基本料金の新たな徴収

電気，上下水道，温水及び熱源の料金については，現在，基本料金を徴収していないが，今後は全ての団体等について原則として基本料金及び従量料金を徴収するものとする。

（イ）　小規模室の例外（全額免除）

公共的団体等が使用する施設のうち，専用室でなく，使用面積が小規模（9．0㎡未満）のものは全額免除できるものとする。

(2)　短期活用財産の有効活用

ア　貸付料の見直し

貸付料が民間と比較して割高になっていることから，民間との均衡を失しない範囲内で，財産条例の減免規定等を適用して，次により貸付料の見直しを行う。

ただし，他の法令及び条例に基づくもの（港湾管理条例等）については適用しない。

（ア）　短期貸付利率は，行政財産，普通財産の別なく同率とし，企業誘致に係る工業用地のリース料及び熊本財務局の定める短期貸付利率を勘案して決定する。

平成16年度の貸付利率は3%とする。

（イ）　短期貸付けの用途については，借地権・借家権等の私権が発生しないようなものに限定する（駐車場，資材置き場，イベント会場等）。

（ウ）　貸付期間は，原則として，１年内とする。ただし，特別な事情がある場合は，短期貸付けを更新できるものとする。

4　施行日

平成16年４月１日とする。

5　経過措置

標準年額の減免については，平成16年9月30日までの間は，なお従前の例によることとする。

（参考）減免基準の見直しに伴い改正した通知等

(1)「財産及び公の施設に関する条例並びに管理規則等の施行について」
（昭和39年7月22日付け副知事依名通知）

(2)「行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付け等の処理法方針について」
（昭和43年3月15日付け総務部長通知）

(3)「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準の運用について」
（昭和59年3月10日付け総括管理者通知）

(4)「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について」
（昭和59年3月10日付け総括管理者通知）

（参　考）

使用料の減免基準

（標準年額の減免）

<table>
<tr><th>区　分
（相手方）</th><th colspan="4">減　免　基　準　（適　用　区　分）</th><th>標準年額の減免</th></tr>
<tr><td rowspan="2">国・公共団体</td><td rowspan="2">公用又は公共用</td><td colspan="4">１－(1)
県と共同又は県の要請による事業等の場合</td><td>⇒10/10以内</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記以外</td><td>⇒減免なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公共的団体等</td><td rowspan="4">県の事務又は事業と直接関連のある公益を目的とした事務又は事業</td><td colspan="4">１－(2)－ア
専用の事務室でなく，使用面積が小規模
（９．０㎡未満）</td><td>⇒10/10以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収益事業の有無</td><td rowspan="2">有</td><td colspan="2">１－(2)－イ　後段
収入に占める収益割合1/2未満</td><td>⇒10/10以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">１－(3)
収入に占める収益割合1/2以上</td><td>⇒1/2以内</td></tr>
<tr><td>無</td><td colspan="2">１－(2)－イ　前段</td><td>⇒10/10以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">民間等</td><td colspan="5">ア　１－（４）
主に職員，学生，入院患者等の福利厚生のため施設を設置する場合</td><td>⇒1/2以内</td></tr>
<tr><td colspan="5">イ　１－（４）
主に施設利用者（県民）の利便のため施設を設置する場合</td><td>⇒1/2以内</td></tr>
<tr><td colspan="5">ウ　１－（４）かっこ書
ア，イのうち経営状況，施設の必要性等を考慮すべきもの
（知事特認）</td><td>⇒1/2超
～10/10</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">１－（５）～（９）
職員組合，職員互助会，職員共済組合等が事業を行うために最小限必要な事務室　など</td><td>⇒10/10以内</td></tr>
</table>

（光熱水費の免除）

区分 （相手方）	減　免　基　準　（適　用　区　分）		光熱水費の免除
公共的団体等	県の事務又は事業と直接関連のある公益を目的とした事務又は事業	２－（１） 専用の事務室でなく，使用面積が小規模 （９．０㎡未満）	⇒10/10
地方職員共済組合その他職員の団体	その事務又は事業に使用する場合	２－（２）	⇒10/10